

福祉サービス第三者評価結果報告書（2023年度）

2024年6月27日

社会福祉法人 京都市社会福祉協会
京都市嵐山東児童館 館長 殿

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7F
評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団
(東京都福祉サービス評価第三者評価機関/機構 12-215)
電話番号 03-3486-5141
代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属
	①	渡部 博昭	児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201036
②	中村かおり	児童健全育成推進財団 第三者評価室所属評価者	
福祉サービス種別	児童館		
評価対象施設名称	京都市嵐山東児童館		
施設連絡先	所在地	〒616-0012 京都市西京区嵐山東海道町4 7 番地の1	
	電話番号	075-873-5478	
施設代表者氏名	館長 芝野 佐和子		
契約日	2023年2月21日		
自己評価票回答期間	2023年5月1日～2023年6月8日	館長・事務局回答項目	
職員調査票回答期間	2023年5月1日～2023年5月12日	職員回答項目	
訪問調査日	2023年7月12日		

京都市嵐山東児童館 評価結果報告

≪ I 福祉サービスの基本方針と組織 ≫ 付箋

I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

	標準項目	評価
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1) について

講評

子どもを主体とした児童館運営を表明し、パンフレットやホームページで周知を図っています

- ① 法人管下児童館は、京都市が策定した「京都市児童館活動指針」に則り、日々意識をして活動を行っています。また法人の主任児童厚生員会がまとめた「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」に基づき、子どもの最善の利益を最優先に考慮した健全育成を目指していることを表明しています。
- ② 法人のパンフレット、ホームページで『児童を「主体」として受けとめ、その尊厳を保ちつつ健やかに成長されることを願って児童館を運営する』ことを表明しています。このことは、①の「心構え」にも記載されています。さらにホームページでは、児童館ごとに館長のことばを掲載して、それぞれ児童館の運営方針などを示しています。また、館ごとに子どもたちに分かりやすい運営目標を設定して館内に掲示したり、児童館だよりに掲載したりすることで、利用者や職員はいつでも確認することができます。
- ③ 「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」の内容については、毎年職員研修で取り上げ、全ての職員が振り返る機会を設けられています。

I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に見童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	—
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】 I-2-(1) について

講評
<p>法人本部を中心に情報収集と課題検討を行い、施設長会で共有、職員への周知を図っています</p> <p>① 法人本部は、国、自治体等の福祉行政の動向について注視して情報収集するとともに、これに対する管下各施設の現況を合わせて検証し、毎年度の事業計画・報告の策定や日々の施設運営に反映しています。また、日常的にメディアを通じて情報収集を行い、社会情勢に応じて検討・対応を図っています。</p> <p>② 各児童館の設置地域の動向は、市からの情報や地域のネットワーク会議などでの情報交換を通して把握しています。</p> <p>③ 毎年法人統一の満足度アンケートを実施し、利用者ニーズの把握とサービスの向上に努めています。また学童クラブは市の方針により希望者全員を受け入れるため、登録予定数の見込みに注視しながら児童館のコストと経営課題の分析を行っています。</p> <p>④ 国、自治体の動きや学童クラブの登録児童数の増減見込みなど、施設の運営に関わる重要課題を踏まえた事業計画・予算を策定しています。これらは、理事会決定後に施設長会報告を経て、各施設長から職員に周知される仕組みになっています。</p>

I-3 事業計画の策定

【評価項目】 I-3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	—
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	○
5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	○

I-3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	—
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】 I-3-(1) について

講評	
<p>法人、児童館の中・長期計画を策定しています</p> <p>① 保育所経営を含めた法人全体としての中・長期計画が策定されています。また、昨年度の第三者評価の受審をきっかけに児童館ごとの中・長期計画の策定に取り組んでいます。計画は、「京都市児童館活動指針」に基づき「活動内容」「保護者連携」「地域連携」を計画の項目の柱とし、「環境整備」「人材育成」を加えて児童館運営の姿を示しています。法人の運営理念やそれに基づく各児童館の運営方針、現状の課題検討と目指す目標、計画とを連動させることで、今後さらに具体的な運用を期待するところです。</p> <p>② 各館の中・長期計画は、①に記述した各項目について、5年後に目指す活動の状態が示されています。</p> <p>③ 策定されてはいるものの、各館の中・長期計画と、単年度の事業計画の関連性を確認することができませんでした。</p>	

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評
<p>事業計画は職員、利用者の意見を反映し各館で作成、見直しを適宜行っています</p> <p>① 毎年、施設長会で事業計画の策定期間を定めた上で、各館では担当職員が行事計画を立案し、それらを集約して事業計画が策定されています。法人本部は年2回館長のヒアリングを行い、各館の実施状況を確認するとともに課題を共有し、次年度への改善につなげています。</p> <p>② 日々の活動や行事の都度、職員間で振り返りを行い、反省点や改善点を抽出しています。また、利用者満足度アンケートの回答や日々の活動の中で利用者から聞いた声を吸い上げ、次年度事業計画に反映しています。計画は必要に応じて見直しを行い、その都度利用者への周知を行っています。</p> <p>③ 毎月児童館だよりと児童クラブだよりを発行し、利用者に活動予定をお知らせしています。おたよりは小学校や協力団体、関係機関などに配布したり、各館のホームページに最新の児童館だよりや館長からの挨拶を掲載したりするなどして、広く利用を呼びかける媒体としています。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価（C:Check）を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評

自己評価の機会を積極的に取り入れ、職員間で課題の共有や改善策の検討に取り組んでいます

- ① 職員の自己評価を実施し、館長がヒアリングを行って相互に自己評価の内容を確認して共有します。また、その結果を法人本部と共有し、より良い児童館運営のための管理業務に活かしています。
- ② 業務監査前に館長が業務監査チェックシートを用いて自館の評価を行い、法人本部とのヒアリングを通して課題を共有しています。また5年ごとに第三者評価を受審し、評価結果は法人のホームページで公表しています。
- ③ 「保育環境評価スケール」の放課後児童クラブ版の導入を検討するため、試験的に職員が評価者となり他館の活動や育成環境を調査・観察する取組を実施しています。評価する側とされる側のどちらの職員にとっても自己評価につながる取組ととらえ、今後実施館を増やしていくかを検討しています。
- ④ 各館の利用者満足度アンケートの集計結果をもとに職員で話し合い、課題を明確化しています。その内容を文書化し、集計結果とともに各館のホームページに掲載しています。また第三者評価の評価結果は館長会で全体化し、事業改善に活かしています。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-1 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程 を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-1-(1) について

講評	
<p>館長は役割に基づいて、コンプライアンスや子どもの権利擁護について職員への浸透を進めています</p> <p>① 各館長は、「京都市児童館活動指針」に掲げられている館長の役割や法人の「施設運営管理規則」をはじめとした諸規程を整え、館長の果たすべき役割について職員に周知しています。</p> <p>② 法人の管理職者を対象に、ハラスメント防止やコンプライアンス研修を行っています。弁護士等の専門講師を招き、施設運営に必要な法令の知見を広げるとともに、職員の法令遵守の徹底や働きやすさに繋げる取組としています。</p> <p>③ 「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」を用いて職員研修会を開催して、法人の理念『児童を「主体」として受けとめ、その尊厳を保ちつつ健やかに成長されることを願って児童館を運営する』を実現するために職員一人ひとりへの浸透を目指しています。</p>	

【評価項目】Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○

3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2) について

講評
<p>職員の資質や働きやすさの向上を目的に研究会・委員会を設置するなどの具体的な取組があります</p> <p>① 職員の資質向上を目的とした児童厚生員研究会を設置し、「子ども理解」「学童クラブ事業」「児童館事業」「共生のまちづくり」の部会に分かれ、全職員がいずれかの部会に所属して事例研究やグループ討議等を行っています。館長はいずれかの部会に関わり助言指導を行っています。</p> <p>② 法人本部では「職場生活実態アンケート」を実施し、各館の職員の意見を直接収集し、施設内では伝えにくい内容も含めて把握に努め、人員配置、職員の働きやすい環境整備に努めています。</p> <p>③ 館長を中心とした専門委員会を設置し、経営改善や業務改善に関する課題を検討しています。また施設長会では、人材確保や人材育成に関する情報交換を行い、法人本部と連携して課題解決に向けて取り組んでいます。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(1) について

講評
<p>必要な福祉人材の確保と定着に向け、職員採用や職員研修に力を入れています</p> <p>① 児童館職員の募集要項では、保育士、教員免許、社会福祉士の専門資格を有することを求めるなど、専門性を持ち、子どもの支援に理解のある人の採用に努めています。また、法人案内パンフレットやホームページに理事長挨拶や職種ごとの業務内容を掲載して、法人の子どもの健全育成に対する姿勢を示しています。</p> <p>② ホームページやパンフレットに若手職員のインタビューを掲載するなど、よりリアルに仕事内容が伝わるよう工夫しています。ミスマッチを防ぐために募集要項には処遇水準や勤務条件を詳しく明記しています。募集パンフレットはダウンロードが可能で、ホームページからのエントリーも受け付けています。</p> <p>③ 就業後は法人児童館職員としての心構えや、社会人としてのマナーなど仕事に就くにあたって必要な基本的事項を学んだり、児童館の繁忙期を過ぎた後のフォローアップを行ったりする新規採用職員研修を4回に分けて実施しています。また、職員経験2、3年目の若手職員研修、4年以上の中堅職員研修などの階層別研修を実施して、経験年数に応じて求められる資質の向上に対応できるようにしています。</p> <p>④ 各施設で施設長が年2回職員ヒアリングを行っています。職員それぞれに対して自己評価とともに、職務に関わる話や生活の状況、異動の希望などを聞き取り法人本部と共有しています。これらの情報も参考に人材育成・資質向上・施設の活性化を目的とした人事異動を検討・実施しています。こうしたことに関わる人事基準は職員にも周知を図っています。</p>

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2)について

講評

職員の就業実態や意向を把握し、長く働き続けられる職場環境づくりに向けた努力をしています

- ① タイムカードや時間外命令簿などの書類で個々の就業状況を把握するほか、職員に職場環境と生活面についてのアンケートを実施し、一人ひとりの就業状況や困りごとなどの実態把握に努めています。毎月の残業時間が多い館は発生理由の把握に努め、必要に応じて人員配置の見直しなどを行います。
- ② 育児休暇取得期間や子どもの看護休暇の適用範囲の拡大など、ライフステージによって生じる必要な休暇の充実に努めるなど、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境になるよう、制度の運営・改善に努めています。
- ③ 京都府が行っている「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証を取得して、福祉事業所としての魅力の発信に努めたり、児童厚生員研究会や児童館職員研修交流会などの他の児童館との交流機会を設けたりするなど、就業前後の法人の魅力アップや内容の充実に努めています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○

5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○
---	------------------------------	---

【評価項目】Ⅱ-2-(3)について

講評

多様なプログラムの研修を計画し、一人ひとりの職務や経験に応じた学びの機会をつくっています

- ① 職員は毎年度自己評価票に該当年度の目標とそのために取り組むことを記入して表明します。記入の際には、館長との面談でアドバイスを受けながら目標を決定しています。年度末には、次年度の目標設定と働き方の改善に繋げることを目的に再度面談で達成度を確認しています。
- ② 法人が「期待する職員像」は、法人管下児童館共通で「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」に示されている4項目の行動表明に表れていると考えています。この「心構え」はリーフレットになっており、全職員に配布・周知されています。また、ホームページにも掲載されており、誰もが内容を確認できるようになっています。
- ③ 階層別研修や主任児童厚生員会などが年間の研修計画に盛り込まれ、経験や職種別に研修を受けることができます。また、所属する児童館以外の館で実務に携わる派遣研修、遊びを紹介しながら交流する交流会、法人内職員が全員所属する「児童厚生員研究会」は「子ども理解」「児童館事業」「学童クラブ事業」「共生のまちづくり」の各部会で研究活動を行うなど、学びと発表・共有の機会がつけられています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評

実習生を受け入れる際はマニュアルに沿って体制を整え、学校側と連携して取り組んでいます

- ① 実習生受入れマニュアルを整備し、積極的に実習生を受け入れる体制を整えています。また高校のインターンシップ事業に協力し、職場体験を希望する生徒を受け入れています。実習期間中は学校とも連携し、学生・生徒が多様な経験ができるよう配慮しています。昨年度は新型コロナの影響により受入れに慎重に対応しましたが、徐々に通常通りの取組を再開したいと考えています。
- ② 実習の前には面談を行い、学校側の実習プログラムを確認し、学生と実習の目的を確認しています。実習中は、実習生との反省会や担当の先生との情報交換を頻繁に行い、より良い実習になるよう工夫しています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人(児童館)の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業	○

	報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】Ⅱ-3-(1) について

講評
<p>法人や児童館の情報を広く公開し、透明性の高い運営に努めています</p> <p>① 法人ホームページで理念や基本方針、提供する活動の内容を公開しています。併せて、外部のホームページにリンクがされており、そこで、詳細の現況報告書と計算書類が確認できます。また、法人発行の「児童館紹介パンフレット」が掲載され、児童館の活動が分かるようになっているほか、管下児童館の紹介ページでは、各児童館の活動報告や児童館だよりを閲覧することができます。</p> <p>② 5年ごとに第三者評価を受審しており、受審結果を法人ホームページに掲載しています。また各館の紹介ページでは利用者アンケートの集計結果とそれに対する職員の所感や改善点を公表しています。</p> <p>③ 各館が参画する地域のネットワーク会議や運営協力会などで法人の理念や基本方針などについて説明し、ネットワークにおける児童館の役割を明確にするよう努めています。また、館ごとに児童館だよりに掲載したり、館内掲示をしたりする方法で館の基本理念・方針を周知するよう努めています。</p> <p>④ 法人理事会の取り決めにより、本部に内部監査人を設置し内部監査を実施するとともに、会計監査法人による監査を受け、適正な経営に取り組んでいます。</p>

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○

3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(1) について

講評
<p>地域との連携を進め、子どもたちと地域住民がふれあう機会を設けています</p> <p>① 各児童館の地域との関わりに関する考え方は「京都市児童館活動指針」に則ることとしています。地域と共に児童館を運営する姿勢を明確にして、利用者や地域住民との交流、ボランティアの受入れ・育成、地域との連携による事業展開などに取り組んでいます。</p> <p>② 各館において小学校や保育所、幼稚園、自治連合会、民生児童委員などの幅広い関係施設・団体とネットワークを構成し、情報交換や相互の事業協力を行っています。各団体のおたよりや行事チラシなどを館内に設置や掲示をして来館者に情報提供を行っています。</p> <p>③ コロナ禍で開催が難しかった児童館まつりを再開し、子どもと地域の方の交流の場を作るとともに、地域に児童館を知っていただく機会としています。また、高齢者施設との交流や子育て家庭に向けた講座の開催など、各児童館が持っている社会資源を活用した利用者との交流も展開されています。</p> <p>④ 地域住民の特技を活かした各種講座の指導や、学生ボランティアサークルによる子どもとのふれあいなどを実施して、利用者や地域のボランティアの交流促進、児童館事業の広がりにも努めています。</p>

【評価項目】 II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(2) について

講評

地域の関係施設・団体とネットワークを結び、子育て家庭支援や福祉課題への取組を行っています

- ① 京都市の児童館は地域子育て支援ステーション事業の各種関係施設・団体や行政とのネットワークの中核となっており、このネットワークの名簿を各館が作成・保有し職員間で共有しています。令和4年度には各館の社会資源の関わりを「つながりマップ」として図化することにより、容易に児童館と社会資源の関係が把握できるようになっています。
- ② ①のステーション事業では定期的にネットワーク構成員の会議を開催しています。また、児童館運営協議会が設置されている児童館では、子育て関係の施設や団体に限らず、地域の幅広い団体にメンバーとして参画していただき、地域の子どもの現状や福祉課題、児童館の運営について情報共有をしたり、意見をいただいたりする関係を有しています。
- ③ ①のステーション事業のネットワーク会議で共有した課題に基づいて、ネットワークの事業として資源マップの作成や研修会・講演会を実施して、地域の子育て世帯への情報発信や学習の機会を提供しています。

【評価項目】Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(3) について

講評

関係機関や団体と協働して、地域の子どもに関わるニーズの情報把握や対応に努めています

- ① 地域の子育て支援ネットワーク会議や学校連絡協議会、自治連合会の会議など、連携する団体との各種会議に館長や主任児童厚生員が出席し、子どもや子育て環境の現状や課題について情報交換を行っています。
- ② 各児童館設置地域のニーズや社会資源の状況により、地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会等と協働した高齢者と子育て親子の交流や、移動児童館で玩具や遊びの提供を行うなど、児童館内に限らない取組を行って地域への資源の還元に努めています。
- ③ 法人では児童館別に想定される災害や避難場所をリスト化した「災害リスク情報一覧」をまとめています。また、地域の防災関係機関や地域の方々に参加する避難訓練を実施するなど、各館の状況に応じた防災対策に取り組んでいます。

＜Ⅲ 適切な福祉サービスの実施＞

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) について

<p>利用者を尊重する姿勢を明文化し、全管下児童館職員が共通理解をもって対応するよう、研修などに取り組んでいます</p> <p>① ホームページや案内パンフレットに『児童を「主体」として受けとめ、その尊厳を保ちつつ健やかに成長されることを願って施設を運営する』ことを謳っています。さらに児童館部門では「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」を策定し、「子どもの最善の利益を第一義的に考慮する」ことを明示するとともに、子どもの権利条約をもとに4つの項目で利用者を主体とした職員の支援の方向性を示しています。これはリーフレットになっており、全職員に配布されています。</p> <p>② 上記「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」をテーマとした研修を毎年行い、職員が様々な角度から子どもの尊重や人権に配慮した児童館運営について確認し、学ぶ機会を設けています。</p> <p>③ 「プライバシー保護マニュアル」を策定し、利用者、関係者の対応に関して職員が配慮すべき事項を明示しています。また、利用者に向けて子どもの権利に関するチラシ・ポスターの掲示や書籍の紹介、子どもの意見表明に関する新聞記事を共有、学童クラブの保護者説明会でマニュアルの内容について説明したりするなど、利用者を尊重する姿勢を明確にしています。</p>

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) について

講評	
<p>利用希望者への丁寧な説明を心がけ、納得したうえで利用をしてもらうようにしています</p> <p>① 法人の理念や管下児童館の活動内容をホームページで紹介し、周知に努めています。また、毎月発行される児童館だよりは、ホームページ上で更新されるほか、児童館前の掲示板に貼り出したり、保健センターに配架したりするなどして、様々な方の目に留まるよう努めています。</p> <p>② 各館の児童館だよりや行事のお知らせは、個人情報やプライバシーに配慮しながら読み手に合わせて写真やイラストを多用して、楽しく手に取りたくなる紙面を意識して作成しています。法人パンフレットは、人材確保を目的に作成されているようです。法人管下施設の運営方針や活動内容が利用者等にわかりやすいパンフレットの作成も検討したいところです。</p> <p>③ 児童館に初めて来館した利用者には利用方法を説明し、環境になじめるまで職員が意識して見守ります。また、学童クラブは、登録説明会を実施して納得したうえで登録申請をしていただき、その後入会説明会や個人懇談などを行って要望や不安に対するフォローに努めています。配慮が必要な児童については、個別に支援内容の説明を行い、意向を確認したうえで登録申請をしてもらいます。</p>	

【評価項目】 Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(3) について

講評
アンケートを通して定期的に利用者満足を把握し、事業の改善につなげています
<p>① 毎年、法人統一の利用者アンケートを実施し、館ごとの比較や活動内容の検討に活用しています。また各館でも活動ごとのアンケートを随時行い、ニーズ把握に努めています。</p> <p>② アンケート結果は職員間で検証し、事業の改善に活用しています。また、改善内容はアンケートの集計結果と共にホームページで公開しています。自治連合会の会議に職員が出席し、事業の方向性や計画について報告し、各団体に協力をお願いしています。</p> <p>③ 意見箱を設置して、声を上げにくい子どもからも意見が聴取できるよう取り組んでいます。子どもの意見や質問に、館長が回答を書き掲示するなどされており、今後のさらなる充実と活用を期待します。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

	標準項目	評価
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

	標準項目	評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

	標準項目	評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(4) について

講評

利用者からの意見や要望を受け止め、法人全体で改善のための取組を行っています

- ① 「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」で、子どもの声に耳を傾け支援すること、保護者の意見・要望を受け止め問題を改善していくことを表明しています。そして、利用者が意見や要望を伝えやすいように、アンケートを実施したり意見箱を設置したりするなどの取組を行っています。また法人における苦情解決担当の連絡先を館内に掲示したり、おたよりに掲載したりして来館者への周知を行っています。
- ② 利用者の相談は、限りのある児童館のスペースでも意見を述べやすいよう、事務室の一角や利用者が少ない場所など環境を選び、傾聴に努めています。また、利用者が気軽に職員に声をかけやすいよう、日常から声掛けをするなど、利用者との信頼関係の構築を意識しています。
- ③ 法人で苦情解決実施要綱が策定されています。意見や要望を受けた際は、日誌に記入するとともに「意見・要望等受付簿」に記入し、速やかに職員間で情報共有して、改善に向けた対策を協議し迅速に対応することになっています。また、重大な内容の場合は、法人本部に報告し、施設長会で共有して、再発防止や改善策の検討を行うことで、利用者サービスの質の向上に繋げる仕組みになっています。

【評価項目】Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評

リスクマネジメント委員会を設置し、必要に応じた危機管理マニュアルの更新がされています

- ① 担当する児童館長と法人本部による「リスクマネジメント委員会」が設置されています。また、事故、災害、感染症等の非常時対応の方針や連絡体制などを明示した法人統一の「危機管理マニュアル」が策定されています。リスクマネジメント委員会では危機管理について検討し、必要に応じてマニュアルの見直し、更新を行っています。
- ② 各児童館でマニュアルの読み合わせ、消防署や警察署と連携した避難訓練・消火訓練、不審者対応訓練を定期的実施するなど、利用者の安全確保のために、職員の資質の維持向上に取り組んでいます。
- ③ 事故に関しては、ヒヤリハット記録、傷病記録簿の記入と職員間の共有や対応策の協議により、再発防止に努めています。感染症に関しては、行政からの情報提供・指導にすぐに対応できる体制を整え、利用者への感染拡大の防止を図っています。災害に関しては、各児童館の災害リスクを把握し、設置地域に応じ避難確保計画や避難訓練の計画を策定するなど、利用者の安全確保に取り組んでいます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) について

講評	
<p>「京都市児童館活動指針」を土台とした実施方法が研修等の取組を通して周知徹底されています</p> <p>① 「京都市児童館活動指針」には各館が取り組むべき活動の目的、方法が明示されています。この項目に沿って事業計画を立案しています。</p> <p>② 「京都市児童館活動指針」のなかに利用者の権利擁護や職員の基本姿勢が明記され、さらに「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」ではより具体的な取組方法が明記されています。これらを確認することで職員は方針から逸れることなく活動を提供することが可能です。</p>	

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めている。	○

2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規程されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評

活動ごとの記録を職員で共有し、マニュアルに沿って適切に管理しています

- ① 日常の活動は、法人統一書式の児童館日誌、学童クラブ日誌に記入し、特に配慮を要する子どもへの対応は統合育成記録に記入します。さらに特記すべき事項がある際は、ヒヤリハット、傷病記録、意見・要望などの内容に応じた記録書式が策定されています。
- ② 法人本部で「児童館記録の手引き」を作成し、記入漏れを防ぐために記録すべき項目と配慮すべき点について明示しています。特に伝達事項や事故やけがの報告、トラブルの記録など全職員が共通認識をもって対応すべき項目に関する記録の重要性を伝えています。
- ③ 毎月館長会を実施し、館長と法人本部で情報共有を行っています。館長会で議論された内容について各館の職員会議で意見交換を行い、そこで出された意見を再び館長会や各委員会へ反映させています。
- ④ 個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護規程やプライバシー保護マニュアル等に則り、管理・運用しています。利用者に対しては、保護者説明会などの機会をとらえ、内容を説明し理解を得ています。

＜児童館の活動内容に関する事項＞

1、児童館の施設特性

【評価項目】 1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2	子どもが遊ぶことができる。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができる。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 1-(1)について

講評
<p>子どもがひとりで利用しても安心してくつろげるような対応を心がけています</p> <p>① 最寄りの小学校では、全家庭に「児童館だより」を配付してもらっており、子どもがいつでも自由に来館できることを伝えるよう努めています。初めての来館の時には利用票を持参してもらい、必要に応じて家庭に連絡することができる体制も整えるなど、保護者の安心も提供しています。</p> <p>② ひとりで過ごしたい子どもも、友だちと遊びたい子どもも、それぞれが安心して利用することができるように配慮しています。パズル、キューブパズル、マンガなどの一人でも遊べる玩具やボードゲーム、将棋など複数の子どもが遊べる玩具がいつでも自由に使えるように棚に整理されています。また、ソファを置いてゆったりできる空間を確保しています。</p> <p>③ コマ、けん玉、きりえ、高学年クラブは、自由来館の子どもと学童クラブ登録の子どもが登録可能で、両者が交流できる場として設定していますが、学童クラブ利用児童が大変多く、自由来館の小学生、中高生の利用が伸びないことは課題と感じています。</p>

【評価項目】 1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 1-(2)について

講評
<p>職員は、子どもや子育て家庭の地域の居場所となるよう関わりを大切にしています</p> <p>① 職員は、利用している子ども一人ひとりとの日頃の関わりを大切に信頼関係を築き、子どもたちの安心な居場所となるよう努めています。</p>

- ② こうした関わりにより、職員は子どものちょっとした様子の変化や何気ない呟きに気づくことができます。その対応は日々のミーティングですぐに検討・共有され、職員間で同じ対応ができるようにしています。また、内容によっては、小学校との情報交換の実施や児童相談所等の関係機関との連携が図れるようになっていきます。
- ③ 民生児童委員に毎回乳幼児クラブに参加してもらったり、主任児童委員とともに「こんにちは赤ちゃん事業」の家庭訪問に同行させてもらったりするなど、新生児親子に児童館に来てもらうきっかけづくりや、乳幼児のいる家庭と地域を繋ぐなど、地域の乳幼児の保護者の子育て支援を進めています。

【評価項目】 1- (3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1- (3) について

講評

子どもの権利の保障を重視して取組を進めています

- ① 学童クラブでは、子どもたちが誕生会の際の活動内容を決めたり、子どもたちにおやつのリクエストを取ったりするなど、子どもが意見を述べる機会を設けています。
- ② 図書室に「こども六法」を置いたり、障害に対する理解を深めるための絵本の読み聞かせを行い、子どもたちと一緒に考え、友だちを理解する機会をつくったりするなど、子どもが子ども自身の権利について知るための活動に取り組み始めています。
- ③ 法人共通の「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」が作成されており、法人管下児童館は職員一人ひとりにこのリーフレットを渡しています。職員はこのリーフレットの項目を遵守して活動しています。また、館長は子どもの権利に関する新聞記事などがあつた際は、職員に回覧し情報の更新に努めています。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2- (1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1)について

講評
<p>子ども一人ひとりの状態の把握に努め、ミーティングや記録で情報共有をして支援を行っています</p> <p>① 職員は京都市児童館学童連盟の研修に順次参加して、子どもの発達などについて学ぶ機会があります。また、法人で設定している、児童厚生員研究会「子ども理解部会」に参画しています。研究会では、毎年一つテーマを決めて子ども理解に関わる課題に取り組み議論しており、各館ではその経過を職員に共有して考察しています。</p> <p>② 学童クラブ登録児童を中心に、気になることがあった際や特記すべき事項があった際には、学童クラブ日誌に記録し、職員間の情報共有を行っています。また、継続的な支援が必要な場合は個人別の記録ファイルがあり、それに記録されることにより、時系列で確認が可能となっています。</p> <p>③ 職員は、利用している子ども一人ひとりとの日頃の関わりを大切に信頼関係を築き、子どもたちの安心な居場所となるよう努めています(再掲)。そして、日々のミーティングで、前日の子どもの言動について情報交換を行い、当日の対応を共有しています。</p>

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目	評価
1 子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2 子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3 空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4 子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2)について

講評
<p>子どもの安全とやりたい遊びが両立できるよう環境やルールなどの運用の工夫に努めています</p> <p>① 積み木やブロック等の子ども自身が考え、一人でも友だちと関わり合いながらも遊ぶことができる玩具を用意したり、子どもが「やりたい」と言った遊びは、話し合いながら折り合いをつけて遊びを決められるように支援するなど、遊びを自由な発想で創造し実現できるよう、サポートに努めています。館内には、みんなが安全に楽しく遊ぶことを目的とした最低限のルールが示されています。今後は、このルールも子どもたちとの話し合いにより見直しを図る機会を持つことも検討したいところです。</p> <p>② 外遊びについては、小学校の校庭を利用することができますが、学校の使用の都合やその日の職員体制を考慮しつつ、子どもの様子を見ながらその場で話し合い、臨機応変に職員が声掛けをして外に出る体制になっています。</p> <p>③ 各部屋に職員を配置し、一緒に遊んだり会話をしたりしながら子どもの遊びを見守り、様子を把握しています。こうしたことから得た子どもの姿や声などの情報をミーティングで共有して、玩具や本の購入の際の参考にしたり、子どもの支援に活かしたりしています。</p>

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助している。

標準項目	評価
1 乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2 幅広い年齢の子どもと一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○

3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長とその中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3) について

講評

地域の様々な子どもが児童館を利用し交流できるよう、クラブ活動や行事を設定しています

- ① 自由来館の子どもも学童クラブ登録の子どもも参加できるクラブ活動や行事を設定して、児童館で地域の子ども同士が交流できるように設定していますが、自由来館の子どもの利用はなかなか伸びにくい状況です。学童クラブ登録の子どもは、学年関係なく日常的に遊び合う姿があります。
- ② 子ども別の記録は、気になる子どもの様子や特記するような事案があった際に日誌等に記録しています。子どもの集団としての記録は、行事やクラブ活動を行った際の記録があり、平時は日々のミーティングや職員会議で遊びや生活の様子を情報交換し、対応を検討しています。
- ③ 乳幼児親子を対象とした年齢別・登録制の乳幼児クラブや自由利用のひろばなどがあり、午前中を中心に参加・利用されています。中・高生世代の利用については、受け入れる方針はあるものの来館が少ない現状です。高学年クラブなどの関わりから職員を募って来館する中学生もいることから、今後、年齢が高い子どもたちも安心できる居場所として利用できるよう、具体的な取組が展開されることが期待されます。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録する方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1) について

講評

子どもが安心して利用し、寛げる居場所になるよう努力しています

- ① 乳幼児親子を対象とした年齢別・登録制の乳幼児クラブや自由利用のひろばなどがあり、午前中を中心に参加・利用されています。中・高生世代の利用については、受け入れる方針はあるものの来館が少ない現状です。高学年クラブなどの関わりから職員を募って来館する中学生もいることから、今後、年齢が高い子どもたちも安心できる居場所として利用できるよう、具体的な取組が展開されることが期待されます(再掲)。
- ② 乳幼児は、年度ごとに初めての来館時に登録用紙に記入していただいています。小学生の自由来館は小学校で全家庭配付をしていただいている「児童館だより」に利用票を掲載し、初回の来館時に持参してもらうことで、来館する子どもの氏名、緊急時の連絡先等を把握しています。また、日頃の来館時には来館者名簿への記入を必須としています。
- ③ 折り紙、ぬり絵、ボードゲームなどの動きの少ない遊びをする場所、動きのある遊びや大型ブロック、積み木、乳幼児用の玩具など広い場所が必要な遊びを展開する場所を分け、ボール遊びをする際のルールを決めるなど、

少ない空間を有効に活用できるよう工夫して、利用者が使いやすい環境づくりに努めています。また、ソファや木製ベンチを置いて、くつろげる空間も意識しています。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	-
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2) について

講評
<p>中・高生世代が来館しやすくなるような、働きかけや雰囲気づくりの検討を期待します</p> <p>① 京都市の児童館は、0～18歳未満のすべての子どもが利用対象になっており、当館も年齢による利用の制限はありません。中・高生世代については、利用数は多くありませんが、職員との会話を求めてふらりと来館することがあります。</p> <p>② 遊戯室にバスケットゴールや卓球台、図書室には中・高生世代の利用も想定したマンガや本が用意されています。また、遊戯室前にはソファとベンチがあり、ゆっくりすることも可能なようにしつらえています。</p> <p>③ 中・高生世代の利用は大変少ない状況です。まずは、法人本部も含め中・高生世代の対応についての方針を検討することができそうです。また、小学校低・中学年から高学年の自由利用へ、さらに中・高生世代の利用と繋げたり、子どもたちにとって「行きたい場所」「居やすい場所」となるよう、環境、プログラムを検討したりすることも期待するところです。</p>

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-(1) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-(1) について

講評
<p>子どもの声や気持ちを汲み取って、行事や企画の運営、日常の支援に活かしています</p> <p>① 学童クラブで設定されている「3年生会議」、自由来館の子どもも対象とした「高学年クラブ」(4年生以上対象)、意見箱「あのねボックス」などの子どもの意見発信の仕組みがあるほか、学童クラブの帰りの会での発表や日頃の子どもたちの声も大切な意見として拾い上げる姿勢で支援しています。</p> <p>② 職員は、日頃の関わりを通して、子どもとの信頼関係を深めるように努めています。来館した時、活動の最中などは、積極的に声かけをし、子どもに寄り添って表情や言動に気を配ります。元気がなかったり、気になる様子が見</p>

られたりした時には必要に応じて個別対応するなど、気持ちを汲み取った支援を心がけています。

- ③ 前述の「3年生会議」は3年生全員が参加して、自分たちが「やりたいこと」を考える場となっています。コロナ禍には、様々なイベントが中止になる中「なにか楽しいことがしたい」との声から「お楽しみ会」を企画し実行しました。「高学年クラブ」は児童館まつりでのコーナーを考えるなど、子どものアイデアを生かしてイベントや活動に取り組んでいます。

【評価項目】 4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-(2) について

講評
<p>遊ぶ場のルールなど、運営に関わる部分も子どもと一緒に関わられるような取組も期待します</p> <p>① 意見を言うことが苦手な子の考えや意見を聴くことを目的に、意見箱「あのねボックス」と意見用紙を児童館玄関に設置しています。入った意見には館長が回答を書いて、掲示板に貼りだしています。欲しい本や、やって欲しい活動などが出されています。今後も活発な運用を期待します。</p> <p>② 「3年生会議」や「高学年クラブ」は子どもたちが企画を考え実現する機会となっています。ここでの意見は、誕生日会や児童館まつり、クリスマス会などの行事に活かされています。今後は児童館のルールを子どもたちも一緒に考えるなど、児童館の運営に関わる部分にも子どもたちの意見が活かされるような取組も期待されます。</p> <p>③ 子どもの声に耳を傾け、ミーティングで情報を共有して活かしています。切り絵クラブは、2年生以上が対象ですが、学年が上の子どもたちから「もっと難しい作品に挑戦したい」との要望があり、学年を分けることにしました。</p>

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-(1) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-(1)について

講評

配慮が必要な子どもにとって最善の支援となるよう、各所と連携して支援を進めています

- ① 障害の有無に関わらず、分け隔てなく子ども同士が遊び合う姿があります。障害の程度に応じて介助ボランティアや職員が寄り添い、子ども間の仲立ちや支援を行います。また、障害を持つ子どもの母親から紹介された本を購入して図書室に配置したり、4月当初に障害について話をする機会を持ったりするなど、必要に応じて子どもたちの理解が深まる取組も行っています。継続的な取組となることを期待します。
- ② 職員は、日頃から子どもたちだけにならないよう館内に配置され、様子が気になる子どもは見守ったり、声を掛けたりします。子ども間のトラブルが発生した場合には、両者の意見を受け止め、双方納得して解決に向かうよう支援します。こうした内容は日誌に記入され、日々のミーティングで共有することで、以降の支援に活かされます。
- ③ 子どもの虐待や不適切な養育の疑い、福祉的な課題が認められる場合は、行政や学校、民生児童委員、社会福祉協議会等地域の諸機関と連携し、子どもにとって最善の方法が取られるように支援しています。

【評価項目】 5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-(2)について

講評

必要に応じて、家庭・学校・関係諸機関と連携・協力をして支援する体制です

- ① 子どもへの対応内容により、必要に応じて学校や家庭と連携を取り、情報の共有を図りながら支援を行っています。子どものケガやトラブルに関する話は迎え時や電話で家庭に伝えます。家庭も含めた支援が必要なケースは学校や関係機関と連携を密にしながら進めます。
- ② 特に配慮が必要な子どものケースは、京都市児童館学童連盟の統合育成の巡回支援の仕組みを活用し、相談・アドバイスをもらうこともあります。
- ③ 日々の出来事は日誌に記録されます。その他にトラブル記録簿、意見・要望受付簿などがあり、事案に応じて書き分けられます。また、特に必要な場合は個別のケース記録を作成し、重いケースの場合は長期に亘って継続的に記録しています。記録は職員間での共有、検討、他機関との連携などに活用されています。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評
<p>乳幼児とその保護者が楽しんで交流したり、気軽に相談したりできる場の提供を行っています</p> <p>① 年齢別、登録制の乳幼児クラブがあり、発達に合わせた歌や手遊び、季節の遊びなどのプログラムを通じて親子が交流しています。また、登録制のクラブ以外にも、児童館の遊具で自由に遊ぶことができる「わくわくひろば」やベビーマッサージ、リトミックなどの講座を実施して、様々な親子が交流できる機会を作っています。</p> <p>② 乳幼児クラブは、地域の民生児童委員の協力も受けて運営しています。また、児童館を会場にして民生児童委員が主催する子育てサロンが月 1 回開催され、おしゃべりをしながら、気軽に子育ての相談ができる機会と信頼関係づくりを心がけています。特に支援が必要な保護者の不安や課題に対しては、地域の社会福祉協議会等、関係機関と連携して対応を図ることができる体制があり、必要に応じて保護者と機関を繋いでいます。</p> <p>③ 前述の子育てサロンと社会福祉協議会主催のシニアサロンを同日に開催することで、乳幼児親子と高齢者が交流する機会を作り出しています。また、地域の公園に出かけたり、地域の畑で芋ほりをさせていただいたりするなど、地域に出かけて交流ができる機会を作っています。</p>

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	-
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-（2）について

評価
<p>乳幼児保護者を支援の客体的な関りから主体的に関われるきっかけづくりを検討しています</p> <p>① 定期的にベビーマッサージやリトミックを実施するとともに、地域の方から離乳食の作り方を教わる食育講座の開催など、親子や保護者の参加型の活動を実施しています。家庭でも取り組めるような内容として、家庭でできることが広がるように心がけています。</p> <p>② 乳幼児親子の活動は、現在は参加者の主体的な運営までは至っていませんが、乳幼児の保護者が主体的に参画することを少しずつ広げるべく、クリスマス会などで保護者に活躍の場面を作ることを検討しています。</p> <p>③ 中高生と赤ちゃんのふれあい事業は、コロナ禍において休止となっていましたが、今年度から再開しました。</p>

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
<p>子どもと地域を繋げるために、地域住民、関係機関との連携に努めています。</p> <p>① 月 1 回開催する将棋デーは、地域の老人クラブの方に講師になってもらい、子どもに将棋を教えていただきながら交流に繋がっています。また、児童館まつりでは、民生児童委員協議会や更生保護女性会などのメンバーに協力していただき、地域の方と子どもとの交流の機会としています。</p> <p>② 乳幼児クラブ、高学年クラブ等では近隣の公園に出かけて屋外ならではの遊びをすることがあります。また、小学校とは、校庭や体育館を借りることができる関係があり、そちらで事業を行うことがあります。近所の河川敷に出かけて、鬼ごっこなどでその場で遊んでいる子どもも一緒に遊ぶ取組を行うこともあります。</p> <p>③ 小学校運営協議会等に参画し、児童館での子どもの様子などを情報提供し、地域の子ども支援に繋がっています。また、児童館が中心となって学区社協、保育園、幼稚園等との子育てネットワークを通じた連携があり、地域の子育て支援に貢献しています。NPOとの連携は事業として継続している様子を確認できませんでした。</p>

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	-
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
<p>日常の活動を子ども、地域の方のボランティアの育成へと繋げるように努めています</p> <p>① 高学年クラブでは、子どもたちがやりたいことを出し合い、企画の実現に向けて話し合ったり、当日の役割を担ったりしています。また、児童館行事のお手伝いを担っています。学童クラブでは、2年生以上の子どもは、おやつ当番として配膳の役割があります。</p> <p>② 乳幼児保護者の子育て支援については、登録制のクラブや自由利用のひろばなどがあり、その中で、保護者参加型のプログラムがあります。今後、保護者をエンパワメントする観点からも保護者の主体的な活動を働きかけ、その支援を行っていくことも検討したいところです。</p> <p>③ 月 1 回開催する将棋デーに、地域の老人クラブの方に講師として来館していただき、子どもに将棋を教えることを通して交流をしています。児童館まつりには、民生児童委員協議会や更生保護女性会などのメンバーに協力していただき、まつりを盛り上げ、地域の方と子どもとの交流の機会としています（再掲）。また、地域の学生を介助ボランティアとして受け入れています。さらに、視野を広げて地域住民の活躍の場を広げることで、子ども達と地域の方との関わり合いを広げたり、ボランティアの育成に繋げるたりすることも期待されるところです。</p>

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評
<p>安全・安心な居場所となるよう、子どもがわかりやすい支援や手洗い励行、換気などの環境づくりに配慮しています。</p> <p>① 初めて児童館を利用する子どもには、職員が避難経路や児童館のルール説明を行っています。ふり仮名を振った避難経路図を館内に掲示し、避難訓練も行っています。また、児童館利用のルールは毎月の児童館だよりも掲載されています。各部屋に部屋ごとの使い方が貼ってあります。遊戯室には子どもが作成したドッジボールなどのルールが掲示されていました。子どもたちは、その時の部屋の状況を判断しながら遊んでいます。</p> <p>② 危機管理マニュアルが整備され、応急処置の方法が掲載されています。事故が生じた際に即時に連絡ができるよう、救急、病院、役所等の連絡先が一覧化され、事務室に掲出されています。また、救急通報の際に慌てないよう、通報の要領も貼り出しています。ケガがあった際は保護者に報告するとともに、日誌、事故報告書に記録しています。</p> <p>③ 自由来館児童に向けた飲食を伴う活動は行われていません。学童クラブでは、登録時に保護者から書類を提出していただくことで、アレルギーの情報を把握しています。また、おやつの購入業者や内容は事前に保護者に情報提供をしています。手洗い、うがい、手指消毒等の励行は、感染症対策を契機に子ども自身がいっそう気を付けるようになっており、手洗い場などにも掲示をして進めています。換気は、窓開けや空気除菌などを行い配慮しています。</p>

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
<p>学校・地域の関係機関と連携関係を築き、地域の子どもと子育て家庭の支援を進めています</p> <p>① 小学校とは、毎年度の年間予定を交換しています。また、毎週、各学年の「学習の予定」の提供を受けて情報を把握し、児童館からは月ごとの児童館だよりを小学校に渡しています。定期的な打合せはありませんが、必要に応じて校長、担任と情報交換する関係ができています。日常的には担任が児童館に来館することがあり、こうした機会に各クラスの子どもの状況を話し合っています。</p> <p>② 児童館だよりを地域の掲示板に掲示したり、児童館の掲示板に月の予定やクラブ活動などの情報を示して提供したりしています。ほかに、児童館玄関に収支状況、スタッフの氏名と顔写真を掲示したり、ホームページでは前年度の活動報告、利用者満足度アンケートの報告を明示したりするなど、施設情報の開示に努めています。</p> <p>③ 子育てネットワーク連絡会の中心となり、小・中学校、幼稚園、保育園、民生児童委員等と連携してネットワーク会議を実施して地域の子どもの状況について情報交換をしています。また、子育てサロン、シニアサロンの会場として民生児童委員や社会福祉協議会に児童館を提供し、乳幼児の親子や高齢者の出会いの場を創出しています。</p>

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	-
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	-

【評価項目】 10-(2) について

講評
<p>児童館運営協議会は設置されています</p> <p>① 自治会、小学校、小学校PTA、学童クラブ登録児童保護者等で構成されている京都市嵐山東児童館運営協議会が設置されています。必要に応じて開催されており、定期的に開催する仕組みはありません。また、開催時間が夕刻以降になることが多いことから、子どもを構成員とすることも検討されていません。</p>

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-（1） 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		評価
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-（1）について

講評
<p>児童館機能が学童クラブ運営に活かされており、自由来館の子どもの利用促進が課題です</p> <p>① 学童クラブは、市の基準条例に基づいて実施されています。</p> <p>② けん玉、コマ、きりえ、高学年クラブなどのクラブ活動や卓球デー、しょうぎデー、クリスマス会などの行事は児童館の自由来館の子どもと交流できる活動として位置付けられています。日常の自由来館は少なく、クラブ活動や行事なども学童クラブ登録児童の利用が多いため、児童館利用児童の拡大を検討したいところです。</p> <p>③ しょうぎデーや児童館まつりの地域ボランティアの受入れを通して、地域の方との交流を確保しています。</p>

総 評

■特に良い点

<p>ポイント1</p>	<p>子どもが安心して遊び、くつろぐことができる居場所となるよう努力しています</p>
	<p>子どもが安心して、ひとりでも友だちとでも遊んだり、くつろいだりすることができる居場所となるよう限られた資源の中で工夫をしています。</p> <p>パズル、マンガなどの一人でも遊べる玩具や、ボードゲーム、将棋など複数の子どもが遊べる玩具がいつでも自由に使えるよう、棚に整理されています。そして、職員は、子どもが「やりたい」と言った遊びは、話し合いながら折り合いをつけて遊びを決められるように支援するなど、遊びを自由な発想で創造して、それを実現できるようサポートに努めています。一緒に遊んだり会話をしたりしながら遊びを見守り、把握した子どもの姿や声はミーティングで共有して、信頼関係や安心に繋げています。</p> <p>また、動きの少ない遊びをする場所、動きのあるボール遊びや大型ブロック、乳幼児用の玩具などの広い空間を必要とする遊び場所を分けるなど、少ない空間を安全に活用できるように環境づくりに努めています。ソファや木製ベンチを置いて、高学年もくつろげる空間も意識しています。館内には、みんなが安全に楽しく遊ぶことを目的とした最低限のルールが示されており、遊戯室には、子どもたち自身が納得して遊びこめるよう、子ども手製のドッジボールのルールも掲示されていました。</p> <p>さらに、下記のポイント2と併せ、子どもたちによる「居場所」のルールづくりなども可能な範囲で進めることも考えていきたいところです。</p>
<p>ポイント2</p>	<p>子どもの意見表明を大切にし、様々な形で意見を述べる機会を作っています</p>
	<p>学童クラブで設定されている「3年生会議」、自由来館の子どもも対象とした「高学年クラブ」（4年生以上対象）、意見箱「あのねボックス」などの子どもの意見発信の仕組みを持ち活動が展開されています。意見箱は自ら声を上げるのが苦手な子や、面と向かって話をするのがためられる相談なども入ることもあり、気軽に子どもが意見を発信できる仕組みとして有効です。今後も職員が内容をしっかり受け止め返答することで、運用が活性化し、継続されることを期待します。</p> <p>また、「3年生会議」では、コロナ禍に様々なイベントが中止になる中「なにか楽しいことがしたい」との声から「お楽しみ会」を企画し実行するなど、子どもの思い・発案が遊びやイベントに繋がる経験をしています。大小問わず、子どもの意見が活かされることや、子どもの意見に対して大人が真剣に向き合い、共に考える姿を見ることで、子ども同士や子どもと大人との信頼関係、子どもが児童館に愛着を持ち、積極的に関わることに繋がります。学童クラブ登録児童ばかりでなく、自由来館の子どもにも広がっていくことも期待したいです。</p>
<p>ポイント3</p>	<p>法人のスケールメリットを活かした仕組みづくりに取り組んでいます</p>

	<p>法人内の主任児童厚生員で組織される主任児童厚生員会において「子どもの権利を尊重するための私たち児童館職員の心構え」を策定しています。これは同法人の児童館職員が子どもを支援する際の礎となっています。また、法人内児童館統一の「満足度アンケート」を実施して法人が取り纏めて館長会で各館に共有することや、職員の資質向上を目的として「子ども理解」「学童クラブ事業」「児童館事業」「共生のまちづくり」の各部会で構成される児童厚生員研究会を設置し全職員がいずれかの部会に所属する仕組みの確立、「保育環境評価スケール」の放課後児童クラブ版の導入を検討するなど、市内17館の運営を受託する組織の強みを活かして、所管児童館の質の向上のための仕組み作りが行われています。</p>
--	---

■改善が望まれる点

<p>ポイント1</p>	<p>中・高校生世代も気軽に利用できる、雰囲気づくりや働きかけの検討を期待します</p>
	<p>京都市の児童館は、0～18歳未満のすべての子どもが利用対象になっており、当館も年齢による利用の制限はありません。児童館だよりもそのことが明示されていますが、積極的に中・高生世代の利用を促す広報は見当たりませんでした。</p> <p>一方で、職員との会話を求めてふらりと来館する中学生もいることから、中・高校生世代となっても職員をあてにし、いつでも気兼ねなく来館できる信頼関係と場づくりを意図的に設定することができそうです。小学校低・中学年から高学年の自由利用へ、さらに中・高生世代の利用と繋げたり、子どもたちにとって「行きたい場所」「居やすい場所」となるよう、環境、プログラムを検討したりすることを期待するところです。</p> <p>また、法人本部も含め法人所管児童館全体で、中・高生世代の対応についての方針を検討することもできそうです。</p>
<p>ポイント2</p>	<p>児童館運営協議会が機能し、地域の子どもの課題に向けて組織的に取り組まれることも期待されます</p>
	<p>自治会、小学校、小学校PTA、学童クラブ登録児童保護者等で構成されている京都市嵐山東児童館運営協議会が設置されています。各団体とは必要に応じて連携する関係性はあるものの、全体としての活動には展開できていない状況です。各団体が把握する地域福祉の情報や児童館を利用する子どもの声や姿を定期的に伝えあうことで、地域の子どもの関わる課題を共有し、児童館活動の充実、地域の子どもの子育て家庭の課題解決に向けた動きが、児童館を中心に地域ぐるみで展開されることも期待されます。</p>